

# 学会における発表時の利益相反状態の開示について

## 筆頭演者の利益相反自己申告基準

	金額
(1) 役員・顧問職・特許料	100万円以上
(2) 株	利益100万円以上/全株式の5%以上
(3) 講演料・原稿料など	100万円以上
(4) 研究助成金・寄附等	200万円以上
(5) 委受託研究	200万円以上
(6) 専門的助言/証言	100万円以上